

「指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム木崎野荘」重要事項説明書

＜令和6年11月1日現在＞

当施設は介護保険の指定を受けています。
(青森県指定 第0272500539号)

当施設は、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」、以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 誠友会
- (2)法人所在地 青森県上北郡おいらせ町向山東二丁目2の1263
- (3)電話番号 0178(56)4131
- (4)代表者氏名 理事長 苫米地 義之
- (5)設立年月日 昭和58年9月16日

2. ご利用施設

- (1)施設の種類 指定介護老人福祉施設 青森県 第0272500539号

(2)施設の目的

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

- (3)施設の名称 特別養護老人ホーム木崎野荘
- (4)施設の所在地 青森県上北郡おいらせ町向山東二丁目2の1263
- (5)電話番号 0178(56)4131
- (6)管理者(施設長)氏名 田中 宏幸
- (7)当施設の運営方針

ア. 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する。

イ. サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について入所申込者の同意を得る。

ウ. 入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況に応じた適切なサービス提供を行う。

エ. サービスの提供にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

オ. 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

カ. 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(8)開設年月日 昭和59年4月1日

(9)入所定員 70名

3. 居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類		室数	居室・設備の種類	室数
居	1人部屋	6室	食 堂	2室
	2人部屋	8室	機能訓練室	2室
室	4人部屋	12室	静 養 室	2室
浴	一般浴室	1室	医 務 室	2室
	特別浴室	2室	予 備 室	2室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご契約者又はご利用者から居室の変更希望の申し出あった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項

・全室に洗面所、洋式トイレが設置されています。

(なお、洗面所の蛇口は手の不自由な方でも使いやすいレバー式で、混合栓となっており、鏡は車イスに座ったままでも見ることのできる傾斜型のものが付いています。又、トイレには手すりが付いています。)

・床頭台をお一人1台使用できます。

・ベッドまわりにプライバシー保護のためのカーテンが設置されています。

(2)ご利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

居室 (1人部屋、2人部屋、4人部屋)

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。介護負担限度額の認定を受けている方は、記載されている居住費の額とします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

管理者	1名 (併設事業所と兼務)
生活相談員	1名以上 (併設事業所と兼務)
介護支援専門員	1名以上 (併設事業所と兼務)
介護職員	26名以上 (併設事業所と兼務)
医師	1名以上 (嘱託・併設事業所と兼務)
看護職員	2名以上 (併設事業所と兼務)
栄養士または管理栄養士	1名以上 (併設事業所と兼務)
機能訓練指導員	1名以上 (併設事業所と兼務)
事務員、調理員	必要数

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週月曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	早勤 7:30～16:30 2～3名
	日勤 9:00～18:00 2～4名
	遅勤 10:00～19:00 2～3名
	夜勤 17:15～ 9:15 4名
3. 看護職員	早勤 8:00～17:00 1～2名
	日勤 9:00～18:00 1～2名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスには、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の基準サービス）
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険の基準外のサービス）

があります。

(1)当施設が提供する介護保険の基準サービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、各利用者の給付割合に応じた額が介護保険から給付されます。※介護負担限度額の認定を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

<サービスの概要>

- ①食事～当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:00～
- ②入浴～入浴又は清拭を週2回行います。・寝たきりのご利用者でも特殊浴槽で入浴することができます。
- ③排泄～排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④健康管理～医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑤栄養管理～ご利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、状態に応じた栄養管理を行います。
- ⑥口腔衛生の管理～ご利用者の口腔の健康の保持を図り、状態に応じた口腔衛生の管理を行います。
- ⑦機能訓練～ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑧レクリエーション、クラブ活動～ご契約者又はご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- ⑨その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第7条参照)

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

なお、入所後30日間と、31日以上入院し、その後再入所(退院)した場合の30日間に限り、「初期加算」として下記料金に30円が増額となります。

- ☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご利用者が6日以内の入院又は外泊をされた場合は、「外泊時費用」として246円をお支払いいただきます。但し、居室に係る自己負担額のある方は、日数に係わらず入院又は外泊期間中の居住費をご負担いただきます。なお、入院日及び退院日、外泊のため当施設を出発された日及び当施設に戻られた日は、通常の利用料金となります。(契約書第19条、第22条参照)

(2)当施設が提供する介護保険の基準外のサービス(契約書第6条、第7条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事(行事食等)

ご契約者又はご利用者のご希望に基づいて特別な食事(行事食等)を提供します。

○利用料金:要した費用の実費

②ご契約者又ご利用者が個人の嗜好、ご希望に基づいて選定するおやつ(費用…1日160円)

③理美容(理美容サービス)

2か月に1回、美容師の出張による理美容サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

○利用料金:1回あたり

・男性…調髪と顔剃…2,000円、調髪のみ…1,500円(寝たきり等のご利用者は500円増し)
顔剃のみ…1,000円

・女性…調髪と顔剃…1,500円、調髪のみ…1,000円(寝たきり等のご利用者は500円増し)
顔剃のみ…500円

なお、料金は変更となる場合があります。

④複写物の交付(コピーサービス)

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物(コピー)を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○1枚(片面複写のみ)につき10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

○衣類、タオル類、洗面用具、上履き、医療費(一部負担金等)、市販薬等

○ご利用者の嗜好等に係る菓子類、飲料水等

○事務手続きの代行や請求書等送付の際に必要な切手代、戸籍謄本等の手数料等

○ご契約者又はご利用者の希望により当施設が提供する日用品及び教養娯楽に係る費用

○健康管理費(インフルエンザ等の予防接種に係る費用等)

○インフルエンザ等の簡易検査キットやガーゼやチューブなどの衛生材料費

○持ち込み電気製品の電気代…個人専用で使用する目的で電気製品を持ち込み利用される場合のコンセント使用料として、電気製品1品につき1日当たり100円をご負担いただきます。

○テレビ貸し出し料…居室内テレビの貸し出しを利用される場合は、1日50円をご負担いただきます。なお、台数に限りがありますので、希望する方はお早めに申し出て下さい。

*おむつ代、衣類の洗濯代は、介護保険の給付の対象となっていますので、ご負担の必要はありません。但し、ご利用者が病院等に入院した際のおむつの準備、衣類の洗濯等は、ご契約者をお願いすることになります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。お支払いは、サービス提供月の翌月の20日(休日の場合は、その翌営業日)に下記の指定口座に自動振替払いとなります。なお、振替日までに自

動振替払いの手続きが間に合わない場合は、下記の指定口座にお振込をいただくか現金でお支払い下さい。

指定口座
青森銀行 松園町支店 普通 1143400 社会福祉法人誠友会 理事長 苫米地義之

(なお、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、ご利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において、診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①嘱託医

名 称	沼田医院
所在地	六戸町大字犬落瀬字後田17-1

②協力医療機関

名 称	おいらせ病院
所在地	おいらせ町上明堂 1-1

③協力歯科医療機関

名 称	昆歯科医院
所在地	おいらせ町上明堂82

※介護職員による痰の吸引、胃ろうによる経管栄養の実施について

当事業所は、登録特定行為事業者として、青森県の登録を受けております。

介護福祉士及び一定の研修や実地研修を終了した介護職員が、医師、看護職員との連携等の下にご利用者、ご家族の同意を得たうえ、痰の吸引、胃ろうによる経管栄養を実施します。

(5)個人情報の活用について(契約書第11条参照)

ご利用者に係る他の関連機関(医師、行政、居宅介護支援事業者等)との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、ご利用者又はご契約者の個人情報を他の関連機関に提供する場合があります。

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立又は要支援と認定された場合②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は下記の(1)をご参照下さい。)⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は下記の(2)をご参照下さい。) |
|--|

(1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第9条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者又はご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険の基準外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご利用者が入院された場合③事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合⑤事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者及びご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合 |
|---|

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第9条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| ①ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項等について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
| ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ④ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合 |
| ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |

(3)円滑な退所のための援助(契約書第10条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者又はご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者又はご利用者に対して速やかに行います。

- | |
|------------------------------|
| ○ 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 |
| ○ 居宅介護支援事業者の紹介 |
| ○ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |

この場合、退所に先立ち訪問や相談等の援助を行い、さらに退所後も同様の援助を行った際は、それぞれ460円を、退所前のみに行った際は500円を、退所後のみに行った際は400円をご負担いただきます。

7. 残置物の引取

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご契約者に連絡のうえ、引き取っていただきます。なお、引き渡しにかかる費用については、ご契約者にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について(契約書第14条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

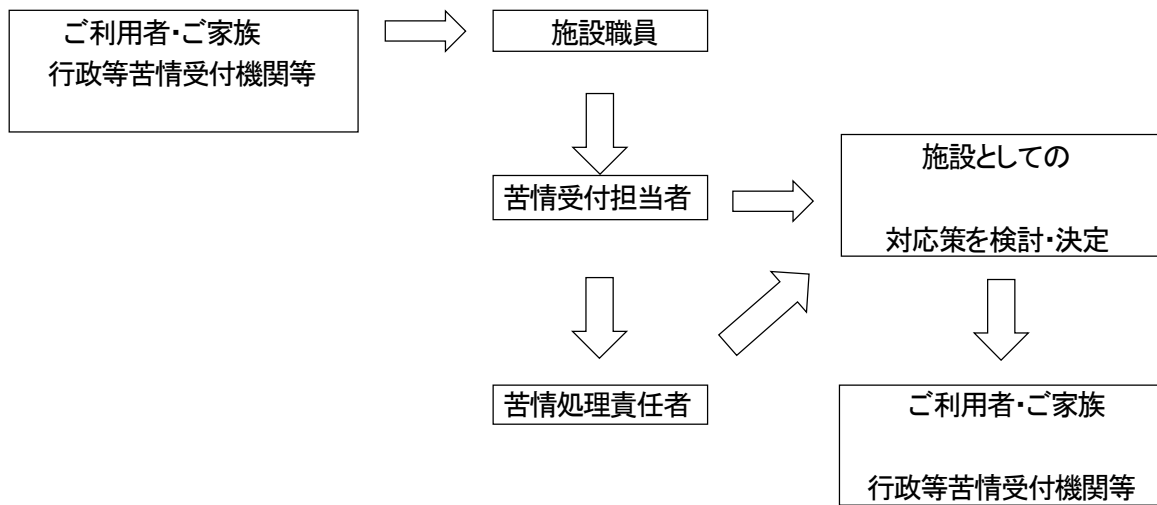
- 苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 和田 由香
介護主任 山崎瑠里子 北向 愛
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00(祝日を除きます。)
- 苦情処理責任者 施設長 田中 宏幸

又、苦情受付・相談用のボックスを施設内ホールに設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

機 関 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号
おいらせ町役場介護福祉課	おいらせ町中下田135-2	0178(56)4705
青森県国民健康保険団体連合会	青森市新町二丁目4-1	017(723)1336
青森県運営適正化委員会	青森市中央三丁目20-30	017(731)3039

(3) 苦情処理の流れ



9. 緊急時の対応について(契約書第13条参照)

当施設でのサービス提供中に、ご利用者に容態の急変等が生じた場合は、速やかに当施設嘱託医、協力医療機関、救急隊、ご契約者等に連絡する等の必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応について(契約書第12条参照)

当施設でのサービス提供中に、事故が発生した場合は、速やかに当施設嘱託医、協力医療機関、救急隊、ご契約者等に連絡する等の必要な措置を講じます。

又、ご利用者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。但し、ご利用者又はご契約者に過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができます。

万が一、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底するなど、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

11. 虐待の防止について

当施設では、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)虐待防止のための指針整備
- (3)従業者に対し虐待を防止するための研修を定期的に行います。

12. 身体拘束防止について

当施設では、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件を全て満たしていると判断された場合に限りです。

- ①切迫性……利用者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ②非代替性…身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
- ③一時性……身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、施設長以下、関係する職種が集まり検討した上で判断します。その後、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書を

もって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

13. 非常災害対策について

当施設では、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、防火管理者を設置して、非常災害対策を行います。

○防火管理者 介護職員副主任 倉内 翔太

- (1)非常災害用設備として、自動火災報知器、非常警報装置、非常通報装置、消火器、屋内消火栓を設置しています。
- (2)始業時、終業時には、火災危険防止のため、自主点検を行います。
- (3)火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。
- (4)防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……………年1回以上
 - ②ご利用者を含めた総合訓練……………年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (5)訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14. 衛生管理等について

- (1)当施設では、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じるものとします。
 - ①施設における感染症の予防及びまん延の防止対策委員会……………おおむね3月に1回以上
 - ②施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備
 - ③職員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。